

学校法人千葉工業大学 産官学連携協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、学校法人千葉工業大学 産官学連携協議会（以下「本協議会」という。）と称し、事務局を、千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号学校法人千葉工業大学内に置く。

(目的及び事業)

第2条 本協議会は、学校法人千葉工業大学と産業界並びに公共団体との間で、教育研究情報、技術情報及び就職情報などの交換交流を行い、相互の理解と親睦を深め、これによって千葉工業大学が産業界や地域社会に貢献するとともに、併せて千葉工業大学の発展に寄与することを目的とする。

(会員及び会費)

第3条 会員は、前条に定める目的及び事業に賛同し、本協議会幹事会が承認した法人（以下「正会員」という。）・公共団体（以下「特別会員」という。）及び学校法人千葉工業大学とする。

- 2 会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 3 会員は、学校法人千葉工業大学が提供する特典を得ることができる。
- 4 正会員は、代表者及び担当者を登録し、年度毎に会費20,000円を納入するものとする。
- 5 既納の年会費は、理由の如何に関わらず返還しない。
- 6 特別会員及び学校法人千葉工業大学は、原則として会費の納入は必要としない。

(役員)

第4条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 学校法人千葉工業大学理事長
- (2) 副会長 若干名（千葉工業大学学長 産官学連携センター所長）
（千葉工業大学産官学連携センター運営委員会委員長）
（幹事の中より互選）
- (3) 幹事 若干名（会員の中より選出）
- (4) 会計監査 2名（会員の中より1名、産官学連携センター運営委員会委員より1名選出）

2 幹事及び会計監査の任期は2年とし、再任することができる。

第5条 会長は、総会を召集する。

2 会長は、必要に応じ会長、副会長及び幹事により組織する幹事会を招集することができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 新会員の入会の承認
- (2) 会員の資格喪失
- (3) 事業計画及び予算案作成
- (4) 事業報告及び決算案作成
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2 幹事会は、委任状を含め3分の2以上の出席をもって成立する。

(総会)

第7条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 会則の改廃
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項

2 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。

(会計)

第8条 本協議会の経費は、会費収入、援助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

3 本協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、会計監査の監査を受け、総会において承認を得るものとする。

(変更届)

第9条 会員は代表者及び担当者、連絡先など届出に変更が生じた際は、速やかに本協議会に届け出なければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 次に掲げる事由があった場合、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 会員からの申し出があった場合。
- (2) 第3条第2項に該当することが判明した場合。
- (3) その他、特別な事情が発生した場合。

(規約の改廃)

第11条 この会則の改廃は、総会の議決を経るものとする。

附 則

1. この会則は、平成25年6月14日から施行する。
2. この会則の施行により、「学校法人千葉工業大学技術・情報振興会会則」は廃止する。

附 則

1. この会則は、平成27年7月3日から施行する。